

一般社団法人日本呼吸器外科学会定款施行細則

第1章 総 則

(定款との関係・英語名)

第1条 この法人の定款に定められたことのほかは、この定款施行細則によっておこなう。

2. この法人の英語名は The Japanese Association for Chest Surgery とし、英文略称は JACS とする。

第2章 役員の数

(役員の数)

第2条 役員の数はこの法人の定款に定められたことのほかは、次のとおりとする。

1) 理事長 1名

2) 副理事長 1名

3) 理事長及び副理事長以外の理事

(特任理事が選任されている場合は、その者を含む。) 8名から18名以内

4) 監事 1名以上3名以内

2. 理事の中には、会長1名及び副会長1名を含むものとする。

第3章 役員を選任

(選挙管理委員会)

第3条 本細則目的達成と、選挙実務の円滑な運営を計るため、選挙管理委員会を置く。

2. 選挙管理委員会は、選挙管理委員長及び委員により構成し、理事(但し特任理事を除く。)及び監事の選出に関する実務を遂行するとともに、実務に携わる者を管掌する。

3. 選挙管理委員長は、理事会の推薦に基づき、理事長がこれを委嘱する。委員は若干名とし、委員長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

4. 選挙管理委員長及び委員の任期は、当該選挙におけるこの法人の理事及び監事の選出事務の開始時点から、選任実務の完了までとする。

5. 選挙管理委員長は、本細則に定めのない事項が生じた場合は理事長に答申し、合議する。

(理事の選任)

第4条 理事の選挙は、次の各項によって行う。

2. 理事は、評議員の中から選出し評議員会で選任する。

3. 同数得票者のいずれかを理事とする場合は、同数得票者の中から評議員会で選任する。

4. 理事には、この法人の組織の運営、社会に対して等で余人を持って代え難い人物であると理事会で認定した評議員がいる場合、本条第2項の評議員による選挙にかかわらず、理事会の議決をもって、その者を理事として選出し、評議員会で選任することができる。なお、この規定により選任する理事の人数は、上限2名までとする。

5. 前項の規定により選任され理事に就任した者をこの法人では特任理事と呼ぶものとし、本条第2項の理事と同一の権利義務を有するものとする。なお、本定款に理事又は役員と記載されているものについては、特に断りがないう限り、特任理事も当然に含まれているものとする。

6. 女性評議員の理事候補がいる場合は、得票数の順に少なくとも1名の女性理事を選任する。理事会の議決をもって女性評議員の中からオブザーバーとして理事会参加を要請することができる。

(監事の選任)

第5条 監事の選挙は、次の各項によって行う。

2. 監事は、理事の選出後、評議員の中から選出し評議員会で選任する。
3. 同数得票者のいずれかを監事とする場合は、同数得票者の中から評議員会で選任する。

(理事長の選任)

第6条 理事長の選出は、現理事の中から理事が候補者を推薦し、理事による選挙を経て、理事会において選任する。

2. 選挙方法は次の各号で定める。
 - (1) 理事長の選挙は無記名による単記投票で行い、過半数を得たものを当選者とする。
 - (2) 有効投票の過半数を得られない場合は、上位の2名を候補者として決選投票を行い、上位の候補者を当選者とする。
 - (3) 同数の場合は抽選により決定する。

(次期副会長候補者の選任)

第7条 次期副会長候補者は、評議員から立候補した者の中から理事会で選出し、選任する。

2. 選挙方法は次の各号で定める。
 - (1) 副会長の選挙は無記名による単記投票で行い、過半数を得たものを当選者とする。
 - (2) 有効投票の過半数を得られない場合は、上位の2名を候補者として決選投票を行い、上位の候補者を当選者とする。
 - (3) 同数の場合は抽選により決定する。
3. 立候補の締め切りは毎年3月31日とする。

(役員等の任期)

第8条 理事長の任期は再任を妨げないが、2期までとし、他の役員の前任期は再任を妨げないが、連続の際は3期までとする。但し、理事長を1期務めた理事は理事の前任期にかかわらず次期理事選挙に立候補でき、当選した場合には4期目の理事を務めることができる。また、連続で理事を3期務めた者であっても、会長及び副会長に就任する際は、任期終了まで続けて理事に就任することができる。

2. 評議員は再任を妨げないが、65歳を超えて行われる定時評議員会の終結の時を持って任期を終了する。ただし、理事及び監事を兼ねる評議員については、理事及び監事の任期終了まで評議員を継続する。

第4章 評議員

(評議員の選任)

第9条 評議員となるには別に定める評議員資格審査委員会（以下、審査委員会と略）による評議員資格の審査をうけなければならない。

(推薦評議員の推薦)

第10条 理事長、副理事長、会長、副会長、評議員資格審査委員長は、正会員の中から40名以内の評議員を推薦することができる。ただし、推薦された評議員の任期は選任された評議員の任期と同じとする。

(評議員の定数)

第11条 評議員の定数は、これを設けない。

(評議員資格者の選定)

第12条 評議員になるための審査を受けようとする者は、審査の年の6月30日現在において、次の各項に定められた条件をすべて備えていなければならない。

- 1) 引続き10年以上、この法人の正会員であり、審査年度（本年度）までの会費を納入していること。

2) 評議員資格審査のための業績の基準を満足していること。

2. 評議員になるための審査を受けようとする者は、別に定める様式にしたがって、評議員資格審査申請書を審査委員会に提出しなければならない。

3. 評議員資格は、審査後の定時総会終了の翌日に認定され、ひきつづき 10 年間有効とする。

4. 評議員資格審査の受付は、毎年 10 月 31 日を締切りとする。

(評議員資格審査委員会)

第 13 条 評議員資格を審査するために、この法人に審査委員会を置く。

1) 評議員資格審査担当理事 1 名

2) 評議員の中から若干名

2. 委員長及び委員は理事会にて選出し、その任期は委嘱された日に始まり審査の後の定時評議員会で終わる。

3. 審査委員会は、資格審査の結果を理事会に報告する。

(選任の決定とその公告)

第 14 条 審査委員会において評議員資格が確認された者及び第 10 条の推薦評議員は、理事会において評議員に選任し、理事長より文書（日本呼吸器外科学会ホームページ）によって委嘱する。

(選任に疑義を生じたときの審査委員会の決定)

第 15 条 評議員の選任に関して疑義を生じた場合は、審査委員会の議決によって決定する。

(評議員費)

第 16 条 評議員は、評議員費として年額 5000 円を納入する。

第 5 章 特別会員・名誉会員・名誉会長・名誉理事長

(特別会員)

第 17 条 理事経験者或いは評議員を 15 年以上経験し、この法人に対して特別の功労のあった者（65 歳以上）の中から、理事長が理事会及び評議員会の議を経て推薦する者。

(名誉会員)

第 18 条 理事通算 2 期（4 年以上）の経験者で呼吸器外科学の研究の進歩に多大の寄与をした者（65 歳以上）の中から、理事長が理事会及び評議員会の議を経て推薦する者。

(名誉会長)

第 19 条 会長経験者で呼吸器外科学の進歩に多大の寄与をした者（65 歳以上）の中から、理事長が理事会及び評議員会の議を経て推薦する者。なお、名誉会長は、名誉会員の権利を有する。

(名誉理事長)

第 20 条 理事長経験者で呼吸器外科学の進歩に多大の寄与をした者（65 歳以上）の中から、理事長が理事会及び評議員の議を経て推薦する者。なお、名誉理事長は、名誉会員の権利を有する。

(購読会員)

第 21 条 この法人の事業に賛同して入会し、学術誌を購読する個人及び団体。

(会費)

第 22 条 特別会員及び名誉会員は会費の納入を必要としない。

第 6 章 委員会

(委員会)

第23条 この法人にはその事業の円滑な実施をはかるため、委員会を置くことができる。

2. 委員会の設置又は解散は、理事会の議決による。
3. 委員会の委員長及び委員は、別に規定された場合をのぞき、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、委員長は理事の中から選任する。
4. 委員の任期は2年とする。定時総会終了の翌日から次々期定時総会終了の日までとする。

第7章 学術集会

(学術集会)

第24条 原則として会長は、学術集会の開催中に定時評議員会を開催する。そのほか必要に応じて臨時学術集会を開催することができる。

2. 会長は、必要に応じて幹事を置くことができる。
3. 学術集会の発表は原則として会員でなければならない。
4. 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会の議決により、会長代行を置くことができる。

第8章 補 則

(補則)

第25条 この定款施行細則の変更は、理事会で行う。

附 則

1. この細則は、一般社団法人日本呼吸器外科学会の設立の日から施行する。
2. この細則は、令和5年12月1日より施行する。
3. この細則は、令和6年10月8日より施行する。
4. この細則は、令和7年3月21日より施行する。
5. この細則は、令和7年5月6日より施行する。
6. この細則は、令和7年5月14日より施行する。